

第1章 この計画について

1. 計画策定にあたって

(1) 人権に関わる社会動向

① 国際的な動向

1948年の「世界人権宣言」を採択以来、人権教育・啓発を推進するも未だに多くの人権を侵害され、生命の危機にまでさらされています。

国際連合（以下「国連」という。）では、1948年（昭和23年）の第3回総会において「世界人権宣言[※]」を採択して以来、「国際人権規約[※]」や「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）[※]」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女性差別撤廃条約）[※]」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）[※]」など、人権に関する数多くの国際規範を採択してきました。

また、国連人権高等弁務官[※]の設置や人権関係諸条約の監視機関等の積極的な活動など、人権と平和が尊重される社会の実現に向けた活動を世界各地で展開してきました。

特に1994年（平成6年）の第49回国連総会では、1995年（平成7年）から2004年（平成16年）までの10年を「人権教育のための国連10年[※]」と決議し、人権教育推進の方向性を示すことで、各国において国内行動計画の策定や人権センターの設立など、さまざまな取り組みを推進してきました。

そして「人権教育のための国連10年」が終了した現在も、引き続き人権教育を積極的に推進することを目的に、「人権教育のための世界計画[※]」を採択し、取り組みを進めているところです。

21世紀を「人権の世紀」とするために、さまざまな取り組みが進められていますが、なお世界の各地で、人種や民族、宗教などの違い、あるいは政治的対立や経済的利害によって戦争や迫害、差別などが生じ、人権を侵害され、生命の危険にまでさらされている人々もいるという現状があります。

② 国内の動向

2000年に制定した「人権教育・啓発推進法」に基づき、施策を推進するとともに、近年の新たな人権問題に対応するための法律や制度、仕組みづくりに取り組んでいます。

我が国においては、日本国憲法や教育基本法に基づき、人権意識の高揚を図る取り組みを進めてきました。また、国際社会の一員として、国際人権規約をはじめとした人権関係諸条約を締結するとともに、国連が提唱する「国際婦人年*」、「国際児童年*」、「国際障害者年*」、「国際識字年*」など多くの国際年に取り組み、その趣旨に基づいて国内法を整備するなど、基本的人権の尊重と人権意識の高揚を図るための施策を推進してきました。

特に我が国固有の人権問題である同和問題*については、1965年（昭和40年）の同和对策審議会の答申*に基づき、その解決に向け、1969年（昭和44年）の「同和对策事業特別措置法*」施行以来、3つの特別法に則り、2002年（平成14年）3月まで33年間にわたる特別対策を実施してきました。

また、女性、障害のある人、外国人等のさまざまな人権問題についても、男女共同参画社会*やノーマライゼーション*あるいは共生社会*の実現などの理念のもとに、その改善に向けたさまざまな施策を実施してきました。

人権教育については、1995年（平成7年）12月、内閣に人権教育のための国連10年推進本部を設置し、1997年（平成9年）7月、国内行動計画を策定しました。その後、2000年（平成12年）12月「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）*」を制定・施行し、2002年（平成14年）3月には、同法に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画（以下「基本計画」という。）*」を策定し、さまざまな人権問題について、人権教育・啓発に関する施策の推進を図っています。

さらに、近年の子どもの虐待・貧困・いじめ、高齢者・障害のある人に対する虐待など新たな人権課題への対応に向け、法律や制度、枠組みの整備を進めています。

③ 京都府の動向

2016年に「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）」を策定し、京都府として人権教育・啓発に関する施策を進めています。

京都府においては、人権教育・啓発の推進に関わる基本的指針として、1999年（平成11年）3月に「人権教育のための国連10年京都府行動計画（以下「京都府行動計画」という。）」を、2005年（平成17年）1月には「京都府行動計画」を継承・発展させた「新京都府人権教育・啓発推進計画」を策定し、人権

教育・啓発に関する施策を総合的かつ計画的に進めてきました。そして、これまでの成果を踏まえ、さらなる人権教育・啓発の推進のために、2016年（平成28年）1月に「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）※」を策定しました。

（2）計画の策定趣旨

精華町では、2001年（平成13年）3月に「人権教育のための国連10年精華町行動計画※」を、2006年（平成18年）3月に「精華町人権教育・啓発推進計画※」を策定しました。そして、この計画に基づき、住民一人ひとりの人権意識の高揚に向け、精華町人権啓発推進委員会※を啓発活動の基軸として、町内の各種団体とも連携を深めながら、街頭啓発、人権講座などの取り組みを進めてきました。

これらの取り組み等により、2015年（平成27年）11月に精華町が実施した「人権に関する住民意識調査（以下「意識調査」という。）」では、「人権が尊重された豊かな社会になっている」と感じる人の割合（「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計）が38.5%となっており、京都府33.0%（平成26年京都府調査）と比較すると、精華町が高くなっています。

また、「子ども」、「高齢者」、「障害のある人」などの人権問題別でも「人権が尊重されている」と感じる人の割合が京都府全体よりも高く、精華町におけるこれまでの人権教育・啓発の取り組みの成果がうかがえます。

一方、同和問題に目を向けると、同和地区出身者に対する差別意識や偏見が少なくなってきたことが「意識調査」の結果からうかがえるものの、結婚に関わる問題をはじめ、依然として差別意識や偏見が潜在化しているものと考えられます。また、同和地区ができた背景を正しく理解している人が若い世代ほど少なくなってきたことなど、新たな課題も生じています。

このほかにも少子高齢化、国際化・グローバル化、経済格差の拡大による貧困など社会情勢や人々の意識の変化等により、新たな人権問題として外国人の人権、メディアにおける人権、性の尊重などが顕在化しており、それらの課題への対応も求められています。

このような状況の中、「人権教育・啓発推進法」の規定を踏まえ、これまでの取り組みを継承・発展させ、人権教育・啓発に関わる施策を引き続き総合的かつ計画的に進めるため、「精華町第2次人権教育・啓発推進計画」を策定します。

2. 計画の位置づけと計画期間

(1) 計画の位置づけ

この計画は、「人権教育・啓発推進法」第5条に規定する「地方公共団体の責務」に基づき、精華町における人権教育・啓発の推進に関する基本方針を明らかにし、施策の方向性を示すものです。

(2) 計画期間

この計画の計画期間は、2017年度（平成29年度）から2026年度（平成38年度）までとします。